

2. 太平洋戦争下のスポーツ奨励

— 1943年の厚生省の政策方針、運動用具および競技大会の統制 —

坂上 康博

はじめに

戦時期の体育・スポーツ政策の全貌を解明していくためには、統轄官庁である文部・厚生両省による体育・スポーツ政策の実態を個別に掘り下げることはもちろんだが、それにとどまらず、両者の相互関連および差異を明らかにすることが必要であろう。

拙稿「標的としての都市——厚生省による運動施設拡充政策の展開」では、厚生省による運動施設拡充政策の実態を明らかにするとともに、それが戦争に向けた国民総動員政策として一括することができない複合的な意義を有していたことに着目し、①運動施設が「慰安施設」といった観点からも意義づけられていたこと、②厚生省が指示した心身鍛練の具体的内容や方法の中には、バレーボール、バスケットボール、軟式野球、軟式テニス、卓球などのスポーツや子どもの遊び等が含まれており、「面白く愉快であること」「童心に帰り皆が楽しめる」ことを求めていたこと、③その政策史上の背景として、経済閣僚会議申合せ「国民体位向上及健全娯楽施設緊急措置ニ関スル件」（1940年10月29日）および厚生次官通牒「国民体力向上及健全娯楽施設応急措置ニ関スル件」（同年11月25日付）があったこと等を指摘した⁽¹⁾。

上記②の史料的根拠は、1943年5月15日付厚生省通牒「部落会町内会健民部及各職域健民部ニ於ケル心身鍛練ニ関スル件」とその印刷ビラであるが、それは、野球やテニスなどのスポーツを奨励している点で、また、娯楽性や楽しさを強調している点で、戦時期の体育・スポーツ政策に関する従来のイメージを覆すものであるとわかっていだろう。

しかし、拙稿では、それが生活全般に及ぶ抑制によって萎縮してしまった国民の志気を振作する、という長期戦を遂行するうえでの必要性からなされたものであることを示唆するにとどまり、それ以上の追求や同時期の文部省の政策との比較検討等もできなかった。本稿は、上記拙稿の続篇として、これらの点についての補足を試みようとするものである。

1. 「体錬」をめぐる厚生省と文部省の方針

なぜ、厚生省は1943年5月段階で、スポーツを奨励し、また娯楽性や楽しさを強調したのだろうか。この点を明確に説明しているのが、厚生省の石神甲子郎による「戦時国民錬成と体錬緑地計画」⁽²⁾である。この論考の冒頭で石神は、厚生省の「皇国民錬成方針」について、文部省の政策と比較しながら以下のように述べている。

悽愴苛烈な戦時下における体錬の方針は、平時とはおのずと異なる。文部省は、先に体錬科教授要項等を発表して、学徒修錬の方向性を示し、大きな社会的反響を呼んだ。たとえば、一試合で7万人の観衆を集め、全国の若人の血を沸かした六大学野球リーグ戦が中止の止むなきに至り、百数十万を投じて建設した神宮球場を如何に活用するのか等々の問題が新聞紙上をにぎわした。

これに対し厚生省も、戦時下にふさわしい一般国民に対する体錬方針を定め、1943年5月中旬に開催された道府県鍛練主務課長会議で、次のように指示した。

一、国民心身錬成基本方針ニ関スル件

国民ヲシテ善ク忠烈廉恥ノ志操ヲ涵養セシメ、寡慾剛健ナル士的生活ノ風ヲ作興スルト共ニ、体力ヲ鍛へ、戦技ヲ練リ、集団訓練ヲ昂メ、

活力ヲ澆漑旺盛タラシムルハ、決戦態勢下喫緊ノ要務ニシテ、国民心身錬成ノ本義亦爰ニ存ス。各位ハ須ク思ヒヲ爰ニ致シ、此ノ本義ニ則リ、全国民ヲシテ居常心身ノ鍛練ニ努メシムル様万全ノ方策ヲ講ジ、以テ国力ノ根基ニ培ヒ、大東亜聖戦ノ目的ノ完遂ニ遺憾ナキヲ期セラレ度。

この根本方針に基づき、町内会、部落会または職場の健民部等をその実践および指導組織として、「大東亜戦争を勝ち抜く為」に全国民一人一人が平素から武道や体育で自己の心身を鍛えあげ、皇国民となる錬成に励む、というのが厚生省の方針であると石神はいう。

「体錬方針に於て文部省と厚生省との間に、根本的な相違がある訳ではない」と石神がいうように、戦争を遂行するための皇国民の錬成という点で、両省の方針は一致している⁽³⁾。異なるのは、体錬の具体的な内容や方法である。

毎朝、町内会等で広場に集まり、神拝の後にラジオ体操を実施したり、「休日には老若男女が一緒になつて、武道や、体育や厚生遊戯等を行ひ、近隣互に楽しく愉快地に運動する事」といった指示がそれであり、「万人向の適当なる運動種目」として歩行、体操、武道、相撲、綱引き、力石や運搬競争等の力比べ、旗取り、陣取り、鬼ごっこ、縄跳び、羽子つき等の遊戯、排球（バレーボール）、籠球（バスケットボール）、送球（ハンドボール）、軟式野球、軟式庭球、卓球等のスポーツを「皆が童心に帰り、楽しめる様に簡易に行ふ」こと、さらにバケツ運び等の防空訓練、勤労作業や共同農園作業をあげている。

また、休日の実施種目として、登山、遠足、水泳、スキー等をあげている（ただし、青年男子に対しては、その他に体力章検定種目、行軍、陸上戦技、銃剣道、射撃道、剣道、柔道を、青年女子に対しては、女子体力章検定種目、弓道、薙刀を推奨している）。

そして、以上のような種目をいくつかの町内会が連合して実施したり、暑中稽古や寒稽古、運動

会等を実施することを推奨している。「要するに国民の性別、年齢、職業に相応しい種目を選定して錬成を行ひ、決戦連続下に於て国民の総力を発揚し、大東亜戦争完遂に一致協力する態勢が必要である」というのである。

スポーツを含む多種多様な種目の奨励という厚生省の政策は、文部省の政策とは大きく異なるものであった。この点に関して石神は、次のように説明している。

文部省の指導する目標は学徒に限られて居る。従つて特に中等学校以上の者は必然的に、極めて近き将来に荣誉ある皇軍の青年幹部と成るべき貴い使命を有して居るので、決戦態勢下に於ては、其の錬成すべき鍛練要目も自から重点的たらざるを得ない。即ち青年学徒は一旦御召に與つた際には、直ちに皇軍勇士として御役に立つべき基礎体力錬成と、戦技訓練とを最眼目として修練すべきものであり、仮令多少の余暇ありとするも、尚ほ国家の要望する上述の教練其他の錬成に励むべきであるから、決戦下と平和時との体錬に自ら差異が生ずる次第で、厚生的興味本位の球技等の運動競技を行ふ余力がない事となり、従つて其の運動種目も制約せられざるを得ない。

つまり、対象者の違いが実施種目の差異を生みだしているものであり、とくに中等学校生徒（男子）の場合は、軍の青年幹部候補として戦場で必要とされる基礎体力と戦技、そして教練の訓練が最優先となり、球技などのスポーツを実施している余裕はなく、それらを制限することになるというのである。「重点主義」と呼ばれたこのような文部省の方針は、男子生徒に兵士に必要とされる能力を獲得させるという課題の切迫性によって生み出されたものであり、石神が冒頭であげた東京六大学野球リーグの中止は、まさにそれを象徴し、社会に強く印象づけるものであったといえよう。

では厚生省の場合はどうか。引き続き石神の説明をみてみよう。

乍然厚生省の錬成対象は一般社会人であるから学徒と異り、年齢性、職域等が千差万様である上に、長期戦に堪え得べき国民の士気を昂揚する必要もあるので、当然戦技的鍛練種目のみに限らず、明朗愉快なる各種の厚生運動や、運動競技等も必ずしも排斥する必要はない。否明日の生産力を維持、涵養する為に大いに奨励せねばならぬものが多いと考へられる。要は英米崇拜の傾向のあるものや、或は多少共戦争遂行の支障となるが如き恐れのあるものは絶対に避けねばならぬが、外国伝来のものと雖も、其の長を採り短を捨て、日本的のものとなし、皇国民的錬成の用に供し得るものは之を採用するに吝でない。

厚生省が欧米スポーツをも奨励し、また娯楽性や楽しさを強調する理由がここで明確に示されている。文部省とは異なり、厚生省が対象とする者が年齢も職業等もきわめて多様な社会人であることがその最大の理由とされているのである。厚生省が対象とする社会人には、女性をはじめ兵士とはならない人々が過半を占めているというのが実態であり、長期戦下でそうした人々の士気を昂揚させ、また生産力を維持していくためには、スポーツも含めた多様な種目を「近隣互に楽しく愉快に運動する事」が重要であるというのだ。

より具体的には、産業人の男子には「籠球、排球、蹴球、軟式野球、自転車（実用車）」等も「奨励すべき」であり、「一般の勤め人、或は壮年の者、或は町内会隣組組織を通じての一般国民等」には「軟式野球とか軟式庭球とか厚生的部面を有するものを与へて之を指導していく必要がある」とされ、つまりスポーツは青年以外の者に対する実施種目として奨励されたのである⁽⁴⁾。

厚生省が日常的な鍛練の実践および指導組織として位置づけ、設置を指示した町内会、部落会または職場の健民部は、1943年11月20日時点で、全国104都市のうち48都市で設置がなされていたが、そこではラジオ体操や隣組市民体育大会などととも「町内対抗野球、庭球大会」など

も実際に行われていた。また厚生省は、同年11月7日には、633の健民部等を「全国優良健民実践体（鍛練部門）」として表彰し、そのモデル化と活動のテコ入れを行った⁽⁵⁾。

こうした厚生省のスポーツ奨励の方針は、その統制下に置かれていた運動用具の生産やスポーツ大会の開催にも貫かれたのだろうか？ 以下、この2つを検討してみたい。

2. 運動用具の生産・配給

太平洋戦争下、運動用具は国家統制下に置かれ、生産の一元化と配給制が実施されていた。そのシステムは、1943年度時点においては、①厚生省が作成した各年度の需給計画を、関係各省によって組織された体育用品需給協議会に提示して決定し、②同計画に基づいて獲得した資材を厚生省より錬成用品制作工業団体に振り当てて生産を依頼し、③完成品を日本体育用品配給株式会社および全国武道具統制組合に納品して、両団体に用具が一定数量纏まったら厚生省に報告し、④それを受けて厚生省が、地方庁の実情等を参酌して配給割当を決定して配給通牒を発し、⑤地方庁は同通牒を入手次第関係方面と連絡協議の上、嚴重なる監督の下に需要者に配給する、というものであった⁽⁶⁾。

厚生省の1943年度の運動用具生産計画をまとめたのが表1である。これをみると、武道や軍事教練用の用具の生産に重点が置かれていることは明白であるが、他方で、軟式野球ボール（硬式野球ボールはない）、軟式および硬式テニスボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ラグビーボール、ハンドボール、グローブやミットなどもかなり大量に生産されていたことがわかる⁽⁷⁾。スポーツの奨励という厚生省の方針は、用具の生産においても貫かれていたのである。

このような運動用具の生産・配給に関して、当時厚生省に勤務し、大日本バスケットボール協会の創設以来の役員でもあった妹尾堅吉氏は次のように述べている⁽⁸⁾。

表 1 運動用具の生産・配給（1943 年度）

| 資材 | 生産品目 | 生産計画 | 進行状況 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生ゴム 40 トン | 軟式野球 軟式庭球 硬球庭球 各種中袋 | 31,000 打 29,000 4,600 9,000 | } 生産、配給共ニ順調ニ進行中 |
| 皮革（武道具） 80 トン （牛 50 トン 豚 30 トン） | 銃剣道剣道 兼用武道具 | 100,000 組 | |
| 綿糸麻布等 | 柔道着、銃剣道、剣道着 | 各 200,000 組 | 今年度ノ配給ハ 既ニ 2 回行ヒ柔道衣 65,000 組、剣道着 100,000 組配給ヲ行ヒ目下逐次製作中ニシテ第四回迄配給可能ニシテ、今年度柔道衣 100,000 枚、剣道衣 150,000 枚配給の見込 今年度原料ニテ入手セル 3,000 梱の綿糸其他兼用武道具 100,000 組製作ニ必要ナル綿花麻布等ニハ各機業家ニテ織物中ニシテ昭和 19 年度ニ於テ各々所要ノ製品ヲ完成ス |
| 皮革（運動具） 70 トン （牛 30 トン 豚等 40 トン） | 排球ボール 籠球ボール 蹴球ボール 避球ボール 闘球ボール 送球ボール グローブミット | 11,000 9,500 5,000 24,500 1,000 600 40,000 | } 夫々製作中ニシテ製品ニ付テハ逐次 1 月早々配給可能ノ見込 |
| 金属（鉄） 100 トン | 面金 鉄棒 | 100,000 ケ 3,000 本 | |
| 木材 25,000 石 | 木銃 スキー | 500,000 本 30,000 台 | 木銃製作ハ各地域ニ於テ製作中ニシテ物動資材ニ付テハ九州、静岡、高知ニ於テ夫々製作中ニシテ来春三月ヨリ配給ノ見込ナリ スキー製作ノ木材割当アリタルモ製作指定各工業団体（全国ヲ北海道、東北、関東、北陸、関西ノ 5 ブロックニ分ツ）ニ於テ之ガ木材ノ入手ニ若干ノ困難アル如キモ、近日中ニハ解決ノ見込 |

（注）厚生省健民局錬成課『国民鍛錬、鍛錬施設、鍛錬用具（第八十四回帝国議会資料第五編）』（国立公文書館蔵）pp.126-129 より引用。ただし漢数字は算用数字に改めた。生ゴムによる生産計画の欄にある数値に付されている「打」はダース（12 個）を意味する。避球はドッジボール、闘球はラグビーの邦語名。

まあ、いろいろと考えたんですが、ボールだけはもうどうしようもなく、「これは後で靴になります」とかね、いろんなへ理屈をつけて返答した覚えがありますよ。配給は、1,000人に1個とか、500人に1個とか、各協会の登録人数に応じてなされるんですが、だからみんな水増しして多めに人数を申請するんです。

この発言の直前に妹尾氏は、国民体育館の館長代理を務めていた1942年に「籠球体操」を考案したところ、厚生省の体育課長から「それが戦力に何の関係がありますか」と言われたたというエピソードを紹介しているが、上の引用にある「へ理屈をつけて返答した」という箇所も、それと同様に戦力増強という国家目標が絶対化する中で、バスケットボールの生産の正当化に窮したということを示したものである。運動用具の生産もこうした戦時下の圧力にさらされていたのである。

また、引用の後半部分は、各協会の登録人数が各種運動用具の需給計画作成の基礎になっていたとの証言であり、当時の運動用具の配給制の内実を知るうえで貴重なものであるといえる⁽⁹⁾。ここで妹尾があげている「1,000人に1個とか、500人に1個」という数値は、当時の運動用具の配給量が「需要の0.1~0.2%にすぎなかった」という『日本体育協会五十年史』の記述とも一致している⁽¹⁰⁾。同書には、「大日本体育会では、不足資材を効果的に使用する方法を講ずるため、各競技用具の年次製造割当の計画や、代用運動具の研究により、やっとスポーツ奨励の余ぜいを保った」との記述もある。スポーツ関係の用具の生産・配給は、このような取り組みや「水増し」申告などを駆使しながら、一定量の確保がなされていたのだ。

厚生省の統制下にあった運動用具の生産・配給は、戦争による制約を受けながらも、スポーツ関係者の意思が一定反映する形で実施されたといえよう。欧米スポーツの奨励という厚生省の方針は、このような形で運動用具の生産・配給においても

貫かれていたのである。

3. 競技大会の開催実態

次に厚生省の統制下にあった社会人の競技大会（文部省管轄下の学徒による競技大会は除く）の開催実態についてみてみよう⁽¹¹⁾。

競技大会の開催に関する厚生省の1943年度の方針は、「開催ニ当リテハ努メテ期間ヲ短縮スルト共ニ参加者ノ範囲ハ日帰り可能ノ程度ヲ原則トシ可及的交通機関ノ利用ヲ避ケ且資材ヲナルベク使用セザル様スルコト」とし、主催団体も「国民鍛錬ヲ直接目的」とする団体に限定するというものであった。このように開催期間や規模等の縮小および簡素化がなされるとともに、主催団体にも厳しい制限が加えられたのである⁽¹²⁾。ちなみに厚生省が特定した主催団体とは、政府の外郭団体である大日本体育会（1942年4月設立）と大日本武徳会（同年3月設立）の2つであろう。

さらに国際的大会、全国的大会、府県をまたぐ地域的大会については、事前に厚生省の承認が必要（規模が大きい場合は情報局の承認も必要）とし、それ以外の地域的大会については府県知事の承認や大日本体育会および大日本武徳会の支部の指導の下に実施することとされた。

厚生省の集計によると、1943年4月から10月末までの7カ月間で、厚生省に事前申請された大会（訓練大会等も含む）は75件であったが、そのうち、①承認、実施されたものが63件（うち大日本武徳会、大日本体育会主催のものが47件）、②規模を縮小して承認、実施されたもの4件、③大日本体育会を主催とすることを条件として承認、実施されたものが3件、④開催を承認しなかったものが5件であった。

以上のような統制の下で実際に開催された競技大会とはどのようなものであったのか。1943年4月から11月に大日本体育会の主催で開催された競技大会をまとめたものが表2である。37件すべてが、厚生省の事前承認を必要とする府県をまたぐ地域的大会であり、そのうちの10月までに開

表 2 大日本体育会によって開催された競技大会（1943年4月～11月）

| 名称 | 期間 | 開催地 | 名称 | 期間 | 開催地 |
|----------------|-------|-----|--------------|--------|-----|
| 関東水上競技大会 | 7月 | 東京 | 関東産業人実業団闘球大会 | 10-11月 | 東京 |
| 近畿水上競技大会 | 7月 | 大阪 | 関東送球大会 | 7月 | 東京 |
| 東海水上競技大会 | 8月 | 名古屋 | 関西送球大会 | 10月 | 大阪 |
| 北海水上競技大会 | 8月 | 盛岡 | 関東実業団箏球大会 | 5-7月 | 東京 |
| 中国、四国水上競技大会 | 7-8月 | 広島 | 関東実業団箏球大会 | 11月 | 東京 |
| 九州水上競技大会 | 8月 | 福岡 | 関東団体対抗庭球大会 | 6月 | 東京 |
| 三市女子対抗水上競技大会 | 6月 | 東京 | 関西庭球大会 | 9-10月 | 大阪 |
| 関東実業団漕艇大会 | 6月 | 東京 | 東海庭球大会 | 11月 | 名古屋 |
| 中部実業団漕艇大会 | 7月 | 名古屋 | 九州庭球大会 | 11月 | 福岡 |
| 大阪湾実業団漕艇大会 | 8月 | 大阪 | 関東軟式庭球大会 | 8月 | 東京 |
| 琵琶湖実業団漕艇大会 | 7月 | 大阪 | 北日本軟式庭球大会 | 8月 | 仙台 |
| 関東自転車競技大会 | 6-7月 | 東京 | 中部軟式庭球大会 | 8月 | 名古屋 |
| 関西自転車競技大会 | 6月 | 京都 | 西日本軟式庭球大会 | 8月 | 神戸 |
| 近畿工場相撲大会 | 10月 | 大阪 | 九州軟式庭球大会 | 8月 | 熊本 |
| 関東蹴球大会 | 6月 | 東京 | 関東打球専門選士大会 | 7月 | 東京 |
| 関西蹴球大会 | 6月 | 大阪 | 関東打球大会 | 9月 | 東京 |
| 関東実業団蹴球大会 | 7-11月 | 東京 | 関西打球大会 | 10月 | 茨城 |
| 関東産業人実業団闘球紅白試合 | 7月 | 東京 | 関東卓球大会 | 11月 | 東京 |
| | | | 関西卓球大会 | | 大阪 |

(注)「大日本体育会事業一覧表」、前掲『国民鍛錬、鍛錬施設、鍛錬用具』pp.147-152より摘出作成。錬成大会や訓練大会といった名称が付されたものや海軍記念日漕艇大会等は除外した。陸上競技大会がないのはそのためである。その他、同「一覧表」には、「予定行事（進行中ノモノヲ含む）」として、東海庭球大会、九州庭球大会、関東排球大会、東海排球大会、九州排球大会、枢軸国交歓球技大会が掲載されている。なお、同「一覧表」は、日本体育協会編『日本体育協会五十年史』1963年、pp.187-189に「事業一覧」として掲載されている（ただし、「一覧表」には記載がない関東庭球大会があり、東海庭球大会と九州庭球大会が重複して掲載されている）。

催された 32 件が、先にみた厚生省の事前承認分計 70 件に含まれている大会ということになる。

これらの競技大会を種目別にみると、水泳、ボート、自転車、相撲、サッカー、ラグビー、ハンドボール、バスケットボール、テニス、軟式テニス、ゴルフ（打球）、卓球の 12 種目となり、さらに開催予定となっているバレーボールを含めると 13 種目ということになる。最も人気が高く、実業団チームも多くあった野球が含まれていないことが目を引くが、ここでは野球以外の多様な種目のスポーツ大会が厚生省の承認の下で開催され

ていたという事実を確認しておきたい。なお、府県以下の規模の地域大会については今後実証が必要だが、その開催数はかなりの数にのぼるものと予想される。

おわりに

これまでの考察によって明らかなように、太平洋戦争下の体育・スポーツ政策は決して一枚岩的なものではなかった。1943年段階における厚生省の体育・スポーツ政策は、イデオロギーレベルでは文部省の政策と共通しているが、その内容や方

法は大きく異なっていた。学徒を対象としている文部省とは異なり、社会人一般を対象としている厚生省は、その多様な人々に対応した「万人向」の運動種目が必要とされ、欧米スポーツも奨励の対象とし、また、娯楽性や楽しさを強調したのである。このような厚生省の方針は、町内会等に設置された健民部の活動においても、また、運動用具の生産・配給や競技大会の開催においても貫かれていった。

私はかつて、体育・スポーツ政策史上の画期として1934年前後という時期に注目し、それ以降、「体育・スポーツ政策は、快楽を容認する『安全弁』的な利用形態を切り捨てて、ひたすら国家主義的精神の涵養と体位・体力の向上をめざしていくことになり、こうした中で、武道と体操がより重要視されていくことになる」⁽¹³⁾とイメージしていたが、それは厚生省関係の史料を見ず、ほとんど文部省の政策だけを念頭において描いたものであり、とくに野球に対する弾圧によって印象づけられたものだった。

このイメージがいかに一面的で誤ったものであったかは、もはや明白であろう。戦時期の体育・スポーツ政策は、文部・厚生両省による二重性をもつものとして理解しなければならず、自己批判をこめて総括するならば、スポーツによる「快楽」を容認する政策も厚生省の手で復活が図られ、1943年段階においても、スポーツ用品が生産・配給され、各種競技大会が開催されるという状況を生み出したのである。

注

- (1) 坂上康博・高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代——戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年、pp.303-308。
- (2) 『公園緑地』第7巻第6号、1943年6月、pp.15-16。
- (3) たとえば文部省が1943年3月29日に通達した「戦時学徒体育訓練実施要綱」。その内容と影響については、功刀俊雄・中村哲也「学生野球の国家

統制と自治——戦時下の飛田穂州」、前掲『幻の東京オリンピックとその時代』pp.370-371、中村哲也『学生野球憲章とはなにか——自治から見る日本野球史』青弓社、2010年、pp.94-96参照。

- (4) 厚生省「国民鍛錬行事に関する件」『体育日本』第21巻第6号、1943年6月、p.56。
- (5) 以上、厚生省健民局錬成課『国民鍛錬、鍛錬施設、鍛錬用具（第八十四回帝国議会資料第五編）』（国立公文書館蔵）pp.20-22、136-137。なお、健民部の設置およびその活動の強化は、1943年4月8日付内務・厚生次官通牒「部落会、町内会健民部の整備に関する件」および厚生次官通牒「健民対策の強化徹底に関する件」（「雑報」『体育日本』第21巻第5号、1943年5月、pp.90-91）、そして本稿の冒頭で述べた5月15日付厚生省通牒などによって進められた。
- (6) 前掲『国民鍛錬、鍛錬施設、鍛錬用具』、p.135。なお、「生産配給の機構を確立し以て統制運動用具配給の完璧を期し度々目下着々準備中である」（「昭和十七年度体育行政への一瞥——厚生省に於ける体育運動主事会議より」『体育日本』第21巻第5号、1943年5月、p.16）との報告がなされていることから、こうしたシステムが確立したのは1942年度以降であり、日本体育用品配給株式会社の設立が1943年6月18日であること（中嶋健・木村吉次・大熊廣明・庄司節子・中村哲夫・真田久・寶學淳郎「わが国戦後復興過程におけるスポーツ用品業界団体の設立経緯」『スポーツ産業学研究』第13巻第2号、2003年、p.21）を考慮すると、それ以降である可能性が高い。
- (7) たとえば、生ゴムの配給は、1940年度はわずか3.5トンであったが、41年度には南方戦果拡大のため、戦捷第1次記念特配として40トンに増加したという（日本体育協会編『日本体育協会五十年史』1963年、pp.74-75）。41年度の状況については、前掲「昭和十七年度体育行政への一瞥」pp.15-16に報告がある。
- (8) 妹尾堅吉「セピア色のバスケットボール——パイオニアが語る日本籠球界」『スポーツ批評』第4号、

1987年12月、p.122。以下の引用も同じ。この妹尾氏の回想は、筆者が1986年7月26日、1987年7月3日、同年10月21日の3日間にわたってお話いただいたものの一部であり、掲載にあたって妹尾氏ご自身に校閲していただいたものである。なお、妹尾氏が考案した「籠球体操」（大日本籠球制定）は、『体育日本』（第20巻第5号、1942年5月）で公表されている。

(9) 「配給統制に関しては一面に於て大日本体育会の成立に依り消費者組織が確立し需要状況が明確となると共に配給の適正を期する上にも非常に便益を得ることゝなつた」（前掲「昭和十七年度体育行政への一瞥」p.16）という指摘も、それが事実であったことを示唆している。

なお、このようなあり方は、敗戦後も統制経済が継続する中で継承された。1946年に日本体育協会は、各加盟団体より1名ずつ選出して用具委員会を設置し、需要量を定めて商工省に資材を要求し、また、文部省に製品の配給について折衝し、配給割り当てを行ない、翌47年にも、文部省からの要求により皮製品（バスケット、バレー、ハンド、サッカー、ラグビー、野球用具）の府県別配給割り当て案および下半期の生産計画表を作成して文部省、商工省に需要数を提示した。こうした活動は1948年頃まで行われた（以上、前掲『日本体育協会五十年史』pp.194-195、p.196、199）。戦後も、「主としてその配給の量は各競技団体の普及の度（需要の数）の比較によるもの」であったのだ（外山准二・的場益雄『ハンドボール』旺文社、1956年、p.35）。

以上のような日本体育協会のかかわり方は、戦中と戦後の連続面を示すものであるが、断続面ももちろん存在する。たとえば、1943年6月に設立され、運動用具の配給を担ってきた日本体育用品配給株式会社は、1948年5月に至り、大蔵省から閉鎖機関に指定され、これにより新たな配給システムが確立された（木村吉次・中嶋健・大熊廣明・真田久・庄司節子・中村哲夫・小島哲・寶學淳郎「わが国におけるスポーツ用品小売業の戦後復興

過程に関する研究——『日本運動具新報』の記事分析を通して——」『スポーツ産業学研究』第10巻第1号、2000年、p.25）。その後、運動用具の配給制は、1949年4月に皮革を原料とする運動用具の配給制が廃止されたことを皮切りに次第に自由販売へと移行していった（同上 p.26、寶學淳郎・木村吉次・庄司節子・大熊廣明・中村哲夫・真田久・中嶋健「占領下におけるCIEのスポーツ用品供給措置（1946—1949）——CIE体育担当官の活動を中心に——」『スポーツ産業学研究』第14巻第2号、2004年、p.10）。

(10) 前掲『日本体育協会五十年史』p.74。

(11) 厚生省による競技大会の統制がスタートするのは、1941年夏である（前掲「昭和十七年度体育行政への一瞥」p.17、18）。その詳細およびそれがスポーツ界に与えたインパクト等については、高岡裕之「大日本体育会の成立——総力戦体制とスポーツ界」、前掲『幻の東京オリンピックとその時代』pp.228-229参照。

ちなみに1943年8月および11月に厚生省が開催した第14回明治神宮国民錬成大会も、秋季中央大会は東京を中心とし、神奈川、埼玉、千葉の3県のみに参加者の範囲を限定した（前掲『国民鍛錬、鍛錬施設、鍛錬用具』p.134）。

(12) 前掲『国民鍛錬、鍛錬施設、鍛錬用具』p.171。

以下の記述も同書pp.172-175による。

(13) 拙稿「国民統合装置としてのスポーツ——1928～32年を中心に」『歴史学研究』第622号、1991年8月、p.15。この点は、拙書『権力装置としてのスポーツ——帝国日本の国家戦略』講談社、1998年、も同じ。